

令和8年（2026年）1月教育委員会定例会会議録

日 時 令和8年（2026年）1月22日（木）午後1時30分～午後3時23分

会 場 柏崎市役所4階4-2会議室

出席者 教育長 近藤喜祐
委員（教育長職務代理者） 米谷杉子
委員 霜田真紀子
委員 荒川学

欠席者 委員 飯塚政雄

説明のため出席した職員

教育総務課長 細山和美
学校教育課長 兼
教育センター所長 山之内知行
文化・生涯学習課長 西巻隆博
スポーツ振興課長 兼
水球のまち推進室長 藤巻久之
図書館長 徳間正
博物館長 小黒利明

説明及び職務のため出席した事務局職員

教育総務課課長代理 布施豊

議 題

1 会議録署名委員の指名

2 教育長専決処理報告

（1）令和7（2025）年度一般会計補正予算（第15号）について

（2）令和7（2025）年度一般会計補正予算（第16号）について

（3）令和7（2025）年度一般会計補正予算（第18号）について

3 審議事項

（1）市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

（2）令和7（2025）年度教育委員会表彰の被表彰者について

（3）学区外就学許可について

（4）柏崎市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について

4 報告事項

（1）令和8（2026）年第95回元朝体操会が開催されました

（2）「絵本の読み聞かせボランティア研修会」の実施報告について

- (3) 「科学と絵本を楽しもう クリスマスレクチャー」の実施報告について
- (4) 「昭和の『広報かしわざき』写真展」の実施報告について
- (5) 令和7年度（2025年度）蔵書点検休館について
- (6) 共催・後援の事業について

5 その他

- (1) 2月定例会の日程について
- (2) その他

＜ 午後1時30分 開会 ＞

(近藤教育長)

議事の修正と日程の変更を諮りたい。

日程の第2、教育長専決処理報告「(3) 令和7（2025）年度一般会計補正予算（第17号）について」の「第17号」を「第18号」に変更すること。

日程の第3、審議事項の「(3) 学区外就学許可について」は、教育委員会会議規則第15条第1項ただし書の規定により非公開で審議すること。併せて、審議の日程を「その他」終了後に変更したいが、よろしいか。また、配布資料は議事終了後に回収したい。

(全委員)

異議なし。

第1 会議録署名委員の指名

(近藤教育長)

会議録署名委員に、米谷委員、荒川委員を指名する。

第2 教育長専決処理報告

(近藤教育長)

教育長専決処理報告に入る。

(1) 令和7（2025）年度一般会計補正予算（第15号）についてを議題とする。

(文化・生涯学習課長)

文化会館管理運営費381万7千円及び産業文化会館管理運営費122万4千円は、光熱水費等の物価高騰のため、下半期における指定管理者の運営支援の増額措置するものである。

(スポーツ振興課長)

体育施設管理運営経費1,553万7千円は、光熱水費等の高騰に伴い、総合体育館など市内15体育施設の指定管理料の支援を行うため増額措置するものである。

(近藤教育長)

質問、意見を求める。

(近藤教育長)

なければ承認してよろしいか。

(全委員)

異議なく承認。

(近藤教育長)

(2) 令和7(2025)年度一般会計補正予算(第16号)についてを議題とする。

(博物館長)

補正予算説明の前に博物館の現状について報告させていただく。博物館は現在、停電のため休館中である。定期休館日であったが1月13日(火)の午後3時ころから停電となった。原因は、商用電源を供給する高圧ケーブルが漏えいしたものである。そのため、翌日の1月14日(水)から臨時休館をさせていただき、現在も継続中である。

博物館には、自家発電装置があり、機械警備、消防用設備等、必要最小限の維持管理はできている。

予定していた事業等については、延期調整を行い対応している。また、この時期は小学校利用が多いが、日程変更が難しい場合は、職員が学校に出向き対応している。

(教育総務課長)

博物館の経緯を踏まえて、令和7(2025)年度一般会計補正予算(第16号)の内容を説明させていただく。

小学校費の学校管理運営費306万5千円は、新道小学校及び北条小学校の高圧ケーブルの経年劣化に伴う絶縁不良により、今後、漏電等の事故に繋がる可能性が高いことから、高圧ケーブルの更新に必要な経費を増額措置するものである。

以下、中学校費の学校管理運営費165万4千円は北条中学校、給食施設管理経費200万2千円は南部共同調理場、体育施設管理運営経費134万円は佐藤池球場、博物館管理運営費383万9千円は博物館。以上すべて高圧ケーブル更新に係る修繕経費を増額措置するものである。

高圧ケーブルの更新に関しては、今年度、松浜中学校、総合体育館及び第五中学校で連続して停電が発生しており、既決予算の範囲で順次対応している。高圧ケーブルの経年劣化は、当該施設の停電とそれに伴う市民サービスの停止を引き起こすだけでなく、施設周辺の一般家庭を巻き込む停電を発生させる恐れが高い。

このため、事故の未然防止対策として、高圧ケーブルを10年以上使用している公共施設のケーブル更新を緊急に実施させていただくものである。

(近藤教育長)

質問、意見を求める。

(近藤教育長)

なければ承認してよろしいか。

(全委員)

異議なく承認。

(近藤教育長)

(3) 令和7(2025)年度一般会計補正予算(第18号)についてを議題とする。

(教育総務課長)

歳入の奨学金基金利子収入52万8千円は、基金の利子が想定を上回ったことにより増額措置するものである。

歳入の奨学金基金繰入金1,200万円は、奨学金新規貸付者数が少なかったことにより減額措置するものである。

歳入の奨学金元金収入383万4千円は、奨学金貸付者からの繰上償還等の申し出により増額措置するものである。

歳入の学校教育施設等整備事業債1,330万円は、第二中学校空調入替工事の事業費確定に伴い減額措置するものである。

歳出の奨学金貸付事業1,200万円は、奨学金新規貸付者数が少なかったことにより減額措置するものである。

歳出の奨学金基金積立金436万円2千円は、奨学金貸付者からの繰上償還等の申し出により増額措置するものである。

歳出の中学校施設整備事業について、中学校体育館空調設備工事設計業務委託料4,500万円の増額は、既存の文部科学省の補助金に加え内閣府所管の原子力防災関連の補助金を活用し、市内中学校の体育施設を対象に、概ね5年を目途に、計画的に体育館の空調を設置していく。今回の補正による対象校は、松浜中、瑞穂中、西山中である。合わせて第二中学校空調入替工事の入札差額1,776千円9千円を減額措置するものである。

歳出の職員人件費12万円は、教育総務課学校給食係職員の時間外勤務手当が不足し、増額措置するものである。

(学校教育課長)

歳入のかしわざき子ども育成基金利子収入9万5千円は、利子の利率が上昇したことにより増額措置するものである。

歳出のかしわざき子ども育成基金積立金9万5千円は、利子の利率が上昇したことにより増額措置するものである。

歳出の学校教育課負担金・補助金142万6千円は、小・中学校大会出場費等補助金が予算編成時の見込みを実績が下回ったことにより減額措置するものである。

歳出の学習指導非常勤講師配置事業583万8千円は、学習指導非常勤講師の勤務時間が当初の見込みより短時間となったため、報酬等を減額措置するものである。

歳出の小・中学校音楽関連事業120万2千円は、小学校親善音楽会及び小中学校音楽鑑賞会の児童・生徒輸送費がスクールバスの利用により減額が生じ、自動車借上料を減額措置するものである。

歳出の小学校費の就学援助費559万1千円、就学奨励費105万2千円、中学校費の就学援助費642万7千円、就学奨励費175万円は、認定者数が予算編成時の見込みが下回ったことによりそれぞれ扶助費を減額措置するものである。

歳出の検診費148万5千円は、児童生徒及び教職員の検診受診実績が予算編成時の見込みを下回ったことにより減額措置するものである。

(スポーツ振興課長)

武道館整備事業381万3千円は、武道館整備工事、体育施設備品購入事業132万1千円は、陸上競技場にある写真判定装置購入、それぞれ入札差額を減額措置するものである。

(水球のまち推進室長)

水球のまち柏崎推進事業520万円は、水球の事業を行うため、地域おこし協力隊を募集していたが、採用が決まらなかったため減額措置するものである。

(博物館長)

歳入の国宝重要文化財等保存整備費補助金330万4千円は、国の補助対象事業である柏崎市内遺跡発掘調査事業により減額措置するものである。

歳入の文化財保護基金利子収入1万2千円は、利子の利率が上昇したことにより増額措置するものである。

歳出の職員人件費19万5千円は、博物館職員の時間外勤務手当が不足し、増額措置するものである。

歳出の文化財保護基金積立金1万2千円は、利子の利率が上昇したことにより増額措置するものである。

歳出の柏崎市内遺跡発掘調査事業560万円は、委託業務の内容の効率化及び入札差益により不用額が生じたため、減額措置するものである。

(近藤教育長)

質問、意見を求める。

(近藤教育長)

なければ承認してよろしいか。

(全委員)

異議なく承認。

第3 審議事項

(近藤教育長)

審議事項に入る。

(近藤教育長)

(1) 市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

(教育総務課長)

東中学校・第五中学校・北条中学校統合準備委員会において、統合後の校名が東中学校に決定したため、第五中学校及び北条中学校の項を削除する所要の改正を行う。

なお、来月2月16日開会の市議会2月定例会議に上程させていただく。

(近藤教育長)

質問、意見を求める。

(近藤教育長)

なければ承認してよろしいか。

(全委員)

異議なく承認。

(近藤教育長)

(2) 令和7(2025)年度教育委員会表彰の被表彰者についてを議題とする。

(教育総務課長)

本日の審議に当たり、1月15日(木)に審査委員会を開催させていただいた。審査委員会は、審査委員長の教育長のほか、教育部長及び各課の課長、館長の8人で構成している。その結果は、表彰候補者名簿のとおりである。

教育論文関係については、学校教育課長が説明する。

(学校教育課長)

教育論文の入選者は5人である。1月13日(火)に学校教育課指導係が審査を行った。8人の応募の中から表彰の推薦をさせていただいた。

(教育総務課長)

教育文化関係が教職員 1 人、小学校 4 人、中学校 4 人、高校 1 人の推薦があった。いずれも県の最高位あるいは全国の上位であることから授賞の対象としている。

体育関係では小学校が 25 件でいずれも表彰基準である県大会優勝や北信越大会 3 位以上である。多くのクラブチームが各種大会で優秀な成績を収めている。なお、表彰式には、ダブルスの場合はペアで、団体は代表一人が参加することとなっている。他に中学校が 9 件で、刈羽ウイングベースボールクラブは、新潟県中学生新人野球大会（オンヨネカップ）で初の優勝を果たしている。高校の部は 19 件であるが、県 1 位では表彰対象にならず、北信越大会以上の競技大会で 3 位以内入賞または全国大会 8 位入賞が表彰基準である。各種競技において新潟産業大学附属高校の躍進が目立っている。一般の部は、世界選手権で水球の日本代表として出場した 2 選手と、昨年に引き続き全日本居合道大会で優勝した 1 人を候補としている。

感謝状の贈呈は、柏崎市文化財保護審議会委員を 46 年にわたりお務めいただいた方に授与する。

最後に善行による表彰対象者になる。昨年の 2 月 6 日の下校中、国道に飛び出しそうにしていた男児を保護し、柏崎署長感謝状を受けた松浜中学校の 2 年生 3 人について、その行動を讃え教育委員会として表彰したいものである。

表彰式は、2 月 9 日（月）午後 3 時から市民プラザで行う。前回同様、被表彰者一人ずつに賞状を授与するので、教育委員からも授与をお願いしたい。また、受賞者からの受賞の言葉は、これまでと同様に小・中・高校生と教職員の代表 4 人に依頼する。

(近藤教育長)

質問、意見を求める。

(近藤教育長)

なければ承認してよろしいか。

(全委員)

異議なく承認。

(近藤教育長)

(4) 柏崎市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定についてを議題とする。

(学校教育課長)

令和 8（2026）年度から部活動地域展開が本格実施される。昨年 12 月に文部科学省の方から部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインが発出された。

地域クラブにおいては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させつつ、地域全体で支えること、新たな価値を創出することが重要と記載されていた。全ての地域クラブを認定するのではなく、要綱を制定し、要件に沿って地域クラブを認定していく。本日、審議していただいた後、予定されている地域クラブ団体に要綱を配布する。

提出された申請書をもとに今後、定例教育委員会で諮り、認定の可否を決めていただく。今のところ、陸上が 1、軟式野球が 3、バレーボールが 4、ソフトテニス 4、吹奏楽が 1 の合計 13 団体が予定されている。

(近藤教育長)

質問、意見を求める。

(霜田委員)

要綱 1 ページ第 2 条第 2 項にある別紙 1 とは、要綱 7 ページの様式第 2 号の柏崎市認定地域クラブ活動認定要件確認書と捉えていいのか。それを踏まえて、確認書について意見をいわせてもらう。

行政・民間とそれぞれの立場でいろいろな価値観や感覚を持って業務を行っていると思うが、指導方法のバラつきなどの改善は、手順書をもとに丁寧に行うべきだと思う。子ども達のリスクが伴って、保護者とのトラブルをできるだけ避けたいところである。

そうしたときに、もう少し確認書で定めたほうがいい箇所がある。例えば、適切な活動時間が記載されているが、「やり過ぎ」を抑制する条件はあるが、逆の部分の記載がない。活動が少なすぎるのも問題だと思うので、緩やかでもいいので下限の条件の記載があってもいいのではないかと思う。

もう一つ、熱中症対策についても記載があるが、具体的な数値を記載してもいいのではと思う。例えば、私の会社では、暑さ指数が 3.1 以上になると 10 分の休憩を定めている。仕事に没頭しすぎて熱中症にならないよう、数字を定めるなどして会社で意思統一をしている。部活動の指導者も一生懸命になりすぎると、子ども達の重症化のリスクが上がると思われるので、ある程度、数値を定めたほうが良い。

ただし、細かい基準を設けることによって、認定された団体が取り消しになるのもどうかと思う。確認書をどこまで定めるのか意見を聞かせていただきたい。

(学校教育課長)

要綱に記載されている別紙 1 は文部科学省から発出された部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの別紙 1 を意味するものである。

暑さ指数について、学校でも暑さ指数が 3.1 以上の場合は活動禁止である。確かに明記したほうがよいかもしれないが、それぞれ地域クラブが行う場所、環境が違うため、数値は記載しない。

ガイドラインには練習過剰は当然、問題視されている。活動時間の下限について、種目ごとに一律週 1 回または月 1 回の活動行うとなると、熱中症対策で活動を行わない場合もある。そうなる活動が成り立たなくなってしまうので基本的には最低限の予定が良いと考えている。

ただし、要綱には、「この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める」と記載してある。細かいところは、今後、活動していくなかで別に定めていく方法があると思う。

(米谷委員)

認定要件に「市が定める対象区域内に居住する生徒」となっているが、ある程度、学校に近い地域で行うことが前提になっているのか。そうすると、グラウンドなどの学校施設を優先的に確保はできる措置はあるのか。

15 年くらい前に私は、事務局としてサッカーの社会体育団体を立ち上げ運営する手伝いをした。その経験からみても、ここに記載されている認定要件確認書の内容を充足することは大きな仕事だと思う。特に、指導者制度のことが記載されているが、ここでいう市が認める指導者制度とはどの程度のものか。サッカーだと指導者に「級」があり、「級」によっては、高校生は指導できないなどの制度があるが、競技によってはそれぞれ違うと思う。

「可能な限り低廉な参加費等」と記載されているが、指導者への報酬は市の予算からなるとしても、活動費、ユニフォームなど、ある程度必要だと思う。低廉かどうかは保護者が理解できるのであれば、そのチームに任せていいのか。

(学校教育課長)

市が定める対象区域内、学区があるかどうかの質問だと思われる。陸上競技は、みんなで陸上競技場に集まって活動するため、市内で1つの団体となる予定だが、軟式野球、バレーボール、ソフトテニスなどは部活動の延長ということで基本的には近くの学校での活動と考えている。

(教育総務課長)

学校施設の利用については、まず、校長が学校活動に支障がない判断の上で、教育部長まで決裁し、承認となる。当然のことながら、学校の活動が優先となり、今回の地域展開がこれまでの部活動の延長線上となるため、地域クラブの活動を優先して承認していきたい。その次に、民間のスポーツクラブや地域活動の順と考えている。

(学校教育課長)

市が認める指導者制度は、スポーツ協会と連携して、スポーツ協会の方で行ってもらおう。競技力の研修というより指導者としての心構えやアナフィラキシーショックや熱中症対策など安全面の確保についてを考えている。

低廉な参加費について、地域クラブになると保護者の送迎が必要となってくる。また、部費を集めて必要なものを買わなければならない。最低限の協力、参加費が必要だが、保護者の負担増によって地域クラブに入らないのではなく、家庭によって格差を生まないように、生徒が希望すればそこに入れる選択肢を与えてあげたい思いから「低廉」という表現を用いた。当然、ユニフォームなどは、リサイクルやリユースして、お金をかけないなど工夫をしてもらいたい。

(近藤教育長)

他になれば承認してよろしいか。

(全委員)

異議なく承認。

第4 報告事項

(近藤教育長)

報告事項に入る。

※教育長及び各課(館)長が資料に沿って説明

- (1) 令和8(2026)年第95回元朝体操会が開催されました
- (2) 「絵本の読み聞かせボランティア研修会」の実施報告について
- (3) 「科学と絵本を楽しもう クリスマスレクチャー」の実施報告について
- (4) 「昭和の『広報かしわざき』写真展」の実施報告について
- (5) 令和7年度(2025年度)蔵書点検休館について
- (6) 共催・後援の事業について

(近藤教育長)

以上で報告事項を終わる。

第5 その他

(1) 2月定例会の日程について 2月13日(金)午後3時開会

(2) その他

(学校教育課長)

先月、12月の定例教育委員会でラーケーション制度について検討していただいた。その中で、周知面、教職員の負担面などご意見をいただいたので次のように考えていきたい。

令和8(2026)年4月から1年間の試行期間を設ける。試行期間中にはラーケーションカードに、保護者から制度に関わるご意見、ご要望など書いてもらい整理する。あわせて、学校現場からは、この制度に対して負担増の有無など1年間かけて情報収集を行い、令和9(2027)年度から本格実施する。

(近藤教育長)

議案説明員以外の職員の退席を求める。

(近藤教育長)

審議事項に入る。本審議は、非公開で行う。

(3) 学区外就学許可についてを議題とする。

<非公開審議>

< 午後3時23分 閉会 >

以上、相違ないことを確認する。

令和8年(2026年)2月13日

教育長 近藤喜祐

委員 米谷杉子

委員 荒川学